

令和 7 年 名 張 市 議 会 定 例 会

令和 7 年 9 月 定例議会議員提出議案（1）

議案
番号

目 次

2	名張市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	3
3	名張市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	5

議員提出議案第 2 号

名張市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

名張市議会委員会条例（昭和32年条例第10号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年 9月30日提出

名張市議会議員	福 田 博 行
同	阪 本 忠 幸
同	足 立 淑 絵
同	山 下 登
同	常 俊 朋 子
同	吉 住 美智子

理 由

地方独立行政法人名張市立病院を設立することに伴い、教育民生委員会の所管に属する事項について所要の整備を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市議会委員会条例の一部を改正する条例

名張市議会委員会条例（昭和３２年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及び所管） 第２条 略 ２ 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 （１） 略 （２） 教育民生委員会 ６人 ア～エ 略 （３） 略	（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及び所管） 第２条 略 ２ 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 （１） 略 （２） 教育民生委員会 ６人 ア～エ 略 <u>オ 市立病院（看護専門学校を含む。）</u> <u>の所管に属する事項</u> （３） 略

附 則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

議員提出議案第 3 号

名張市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

名張市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第23号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年 9月30日提出

名張市議会議員	福 田 博 行
同	阪 本 忠 幸
同	足 立 淑 絵
同	山 下 登
同	常 俊 朋 子
同	吉 住 美智子

理 由

地方独立行政法人名張市立病院を設立することに伴い、法令の定める事務等の遂行に必要な場合において、保有する個人情報を提供することができる機関として、市が設立する地方独立行政法人を追加しようとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

名張市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(利用及び提供の制限) 第12条 略 ２ 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 (１)・(２) 略 (３) 市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、<u>市が設立した地方独立行政法人</u>、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第２条第８項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があると	(利用及び提供の制限) 第12条 略 ２ 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 (１)・(２) 略 (３) 市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第２条第８項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

き。 (4) 略 3～5 略	(4) 略 3～5 略
----------------------	----------------

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。